

第 21 号議案

豊後大野市スクールバス条例及び豊後大野市学校教育審議会条例の一部改正について

豊後大野市スクールバス条例及び豊後大野市学校教育審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本市教育委員会の行政組織等の見直しに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市スクールバス条例及び豊後大野市学校教育審議会条例の一部を
改正する条例

(豊後大野市スクールバス条例の一部改正)

第1条 豊後大野市スクールバス条例(平成17年豊後大野市条例第107号)の一部を次の
ように改正する。

第4条第4項中「教育総務課長」を「学校教育課長」に改める。

(豊後大野市学校教育審議会条例の一部改正)

第2条 豊後大野市学校教育審議会条例(平成19年豊後大野市条例第39号)の一部を次
のように改正する。

第7条中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。